



（建築面積）

第十四条 身体障害者福祉センターは、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する建築面積を有するものでなければならない。

一 身体障害者福祉センターA型 二千七百平方米メートル以上

二 身体障害者福祉センターB型 四百二十四平方メートル以上

三 在宅障害者デイサービス施設（次号に掲げるもののを除く。）二百八十平方メートル以上

四 在宅障害者福祉センターA型には、おむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。  
（身体障害者福祉センターA型の設備の基準）

第十五条 一 相談室  
二 機能訓練回復室  
三 社会適応訓練室  
四 図書室  
五 書庫  
六 研修室  
七 会議室  
八 日常生活用具展示室  
九 体育館  
十 プール  
十一 更衣室  
十二 宿泊室  
十三 食堂  
十四 調理室  
十五 事務室

前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 機能訓練回復室 訓練に必要な機械器具等を備えること。

三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。

三 障害者更生センター 身体障害者福祉センターのうち身体障害者は又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するもの

ティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行いうるもの

<p>五 食堂 男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>(身体障害者福祉センターB型の設備の基準)</p> <p><b>第十六条</b> 身体障害者福祉センターB型には、おむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p>
<p>一 相談室</p> <p>二 日常生活訓練室</p> <p>三 社会適応訓練室兼集会室</p> <p>四 作業室</p> <p>五 図書室</p> <p>六 事務室</p>
<p>前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p>
<p>二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>
<p>三 社会適応訓練室兼集会室 訓練に必要な備品等を備えること。</p>
<p>四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。</p>
<p>(在宅障害者デイサービス施設の設備の基準)</p> <p><b>第十七条</b> 在宅障害者デイサービス施設には、おむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p>
<p>一 相談室</p> <p>二 日常生活訓練室</p> <p>三 社会適応訓練室</p> <p>四 作業室</p> <p>五 更衣室</p> <p>六 シャワー室</p>
<p>前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p>
<p>二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。</p>
<p>三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。</p>
<p>四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。</p>

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用者に対して行う支援の内容及び利用者から受領する費用の額

四 施設の利用に当たつての留意事項

五 非常災害対策

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他施設の運営に関する重要な事項

(施設長の責務)

**第二十一条** 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

**第二十二条** 身体障害者福祉センターの施設長は、職員によるこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第二十三条** 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行なうことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。い。

**第二十四条** 身体障害者福祉センターは、職員に対する支援の提供を確保する観点から、職場において行われるべきならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

**第二十五条** 身体障害者福祉センターは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

**第二十六条** 身体障害者福祉センターは、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われるべきではない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

**第二十七条** 身体障害者福祉センターは、職員に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

**第二十八条** 身体障害者福祉センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。



3 点字図書館には、前二項に規定するもののほか、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具等を備えなければならない。(点字出版施設の設備の基準)	一 施設長
第三十六条 点字出版施設には、おむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。	二 編集員 一以上
一 製版室	三 製版員 一以上
二 校正室	四 校正員 一以上
三 印刷室	五 印刷員 一以上
四 製本室	六 製本員 一以上
五 倉庫	
六 事務室	
2 点字出版施設には、前項に規定するもののほか、点字刊行物の出版等に必要な機械器具等を備えなければならない。(聴覚障害者情報提供施設の設備の基準)	一 施設長
第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。	二 編集員 一以上
一 貸出利用室	三 製版員 一以上
二 試写室	四 校正員 一以上
三 情報機器利用室	五 印刷員 一以上
四 製作室	六 製本員 一以上
五 発送室	
六 相談室	
七 研修室兼会議室	
八 事務室	
2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。(点字図書館の職員の配置の基準)	一 施設長
3 聴覚障害者情報提供施設には、前二項に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等を備えなければならない。(点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。)	二 司書 一以上
四 貸出閲覧員又は情報支援員 一以上	三 点字指導員 一以上
五 校正員又は音声訳導員 一以上	
2 点字図書館には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字図書館の運営に必要な職員を置かなければならぬ。(点字出版施設の職員の配置の基準)	
第三十九条 点字出版施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	

2 第四十二条 第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、視覚障害者情報提供施設について準用する。(準用)	2 第四十二条 第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は、視覚障害者情報提供施設について準用する。
第三十九条 点字図書館の施設長は、司書として三年以上勤務した者、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	第三十九条 点字図書館の施設長は、司書として三年以上勤務した者、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
第四十条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。	第四十条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。
2 点字出版施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字出版施設の運営に必要な職員を置かなければならない。	2 点字出版施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字出版施設の運営に必要な職員を置かなければならない。
第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。	第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

2 第四十三条 身体障害者社会参加支援施設及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。(以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	2 第四十三条 身体障害者社会参加支援施設及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。(以下この条において同じ。))で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
第一條 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	第一條 この省令は、平成十八年三月三一日厚生労働省令第七八号抄
附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号)抄	附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号)抄
(施行期日)	(施行期日)

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第百二十五条、第百三十六条、第百三十六条の四、第百三十六条、第百三十六条の二、第百三十六条の十二並びに第百三十六条の二十並びに第百三十六条の二十二並びに第百三十六条の十一、第二百三十三条の二十二並びに第百三十三条の十一、第二百三十三条第一項において準用する場合を含む)、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準(以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。)第二十二条の二(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む)、新指定障害者支援施設基準第五十条、第五十五条及び第五十六条において準用する場合を含む)、新指定通所支援基準第五十四条の二(新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条及び第五十六条において準用する場合を含む)、新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十七条の二、第七十七条の六、第七十八条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む)、第九条の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という。)第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第二十条の二(新指定地域相談支援基準第二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。	十二条、第一百六十二条の四、第一百七十二条、第一百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条の二(新指定地域相談支援基準第二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第百二十五条、第百三十六条、第百三十六条の四、第百三十六条、第百三十六条の二、第百三十六条の十二並びに第百三十六条の二十並びに第百三十六条の二十二並びに第百三十六条の十一、第二百三十三条の二十二並びに第百三十三条の十一、第二百三十三条第一項において準用する場合を含む)、第七十一条	百七十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二十二条の二(新指定地域相談支援基準第二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
第三十九条 点字出版施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	二百二十二条の二(新指定地域相談支援基準第二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)	二百二十二条の二(新指定地域相談支援基準第二十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする)。

二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百二十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十条第三項（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年三月二三日厚生労働省  
令第五五号）抄  
この省令は、令和三年七月一日から施行する。